

競争参加停止措置の概要

- 1 競争参加停止措置業者名
所在地及び競争参加停止措置期間 別紙のとおり
- 2 競争参加停止措置の範囲 首都高速道路株式会社所掌区域内
- 3 事実概要
日管(株)の元取締役及び五建工業(株)の使用人は、令和2年5～6月に行われた東京都千代田区発注の区立小学校・幼稚園の改築工事の一般競争入札を巡り、当時の区議から、最低制限価格に関する情報や入札参加業者数を入手し、入札の公正を害した。
その後、日管(株)の元取締役は、令和2年6～8月に行われた同区発注の区立児童館の改修工事など複数の工事の一般競争入札を巡り、当時の区議から入札参加業者名を入手し、入札の公正を害した。
また、令和2年にあった2件の入札情報を入手した見返りとして、日管(株)の元取締役は、飲食代約6万円と商品券10万円相当を提供し、五建工業(株)は、自宅改修工事費約17万円を負担した。
なお、いずれも公訴時効(3年)が成立している。
- 4 競争参加停止措置理由 「競争参加停止措置準則」(平成17年準則第22号)
別表第2「不正又は不誠実な行為」第14号

<競争参加停止措置準則別表第2>

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 14 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上9か月以内

別紙

業者名	所在地	競争参加停止措置期間
日管(株)	静岡県浜松市中央区池町220-4	2024年5月30日～2024年9月29日(4か月)
五建工業(株)	東京都千代田区内神田1-16-3	2024年5月30日～2024年8月29日(3か月)